

税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室^③〕

ガソリン小売価格の税金

Q ガソリンの販売価格と揮発油税等関連諸税の関係を教えてください。

A 現在、ガソリンの販売価格は次のようなしくみになっています（沖縄県を除く）。

（ガソリン本体価格 + 揮発油税等53.8円 + 石油石炭税2.54円）×消費税

平成27年9月の全国平均レギュラーガソリン価格135円/ℓ（資源エネルギー庁資料より）を例にとると、ガソリン本体価格69円に諸税と消費税がかかっている設定になっていることが分かります。

このうち大きな割合を占める揮発油税については、下記のとおり本則税率と暫定税率とがあり、現在は暫定税率が適用されています。

	揮発油税	地方揮発油税	合計
本則税率	24.3円	4.4円	28.7円
暫定税率	48.6円	5.2円	53.8円

揮発油税は、ガソリンなど揮発油の製造者又は揮発油を保税地域から引き取る者に対し、その製造場から移出した又はその引き取る揮発油について課される税です。揮発油は、輸入原油から精製されるものが生産量の100%近くを占めています。

また、都道府県及び市町村に対し、一般財源（^④財源 = 税収入に対して使途制限のないもの）として譲与するため、揮発油には、地方揮発油税も課されています。

揮発油税と地方揮発油税は、課税物件、課税標準が同一であることから申告や納税等の面において一つの税のように運用されています。

ガソリンにかかる揮発油税は、道路整備などのための道路特定財源諸税の一つとして長らく続いてきました。

「道路特定財源制度」は昭和29（1954）年度に始まり、自動車の利用者（ガソリン消費者など）が道路の維持・整備費を負担する、受益者負担（利益を受ける者が費用を負担する）の考え方に基づく税とされてきました。

道路特定財源となっていたのは、揮発油税のほか、石油ガス税などと並び、目的税ではないものの実質上道路特定財源として運用されてきた自動車重量税がありましたが、関係する法律の改正によって、平成21（2009）年度から事実上、道路特定財源は廃止され、揮発油税を含む全てが一般財源となっています。

財務省資料によると、平成26年度に徴収された揮発油税・地方揮発油税は年間2兆7千億円程度になっています。

いっぽう、石油石炭税は、平成15（2003）年10月1日、石油税から改称され、平成24年度税制改正により、租税特別措置法に「地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例」が設けられて、平成24年10月1日から税率の特例が適用されています。

なお、同税率の特例は段階的に実施されることとされており、原油・石油製品についての1ℓ当たりの税率は、平成28年4月1日から、現在の2.54円を2.8円に引き上げる予定となっています。

消費税の引上げを控え、ガソリンに対する課税の今後の動向が注目されます。

（税制委員会：小林秀子、齋秀行グループ稿）

（監修：関東税理士会松本支部）

地域社会の繁栄のために。

PROSPERITY FOR LOCAL COMMUNITIES WORLDWIDE



鍋林株式会社
www.nabelin.co.jp

環境 ISO14001
品質 ISO 9001
認証取得